時事新報

第千六百五十七號　火曜日
明治二十年八月九日　(丙午)
舊丁亥六月二十日
日出午前五時十四分　日入午後六時五十六分
月出午後十時[illegible]分　月入午前九時五十分
滿潮午前八時五十五分　午後九時十一分
(西曆一千八百八十七年)

時事新報定價

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

行政警察の注意

西洋文明の制度にして近時日本國に行はれたる事物尠からずと雖ども中に就て其組織最も完全したるもの、一は警察法ならん從前日本國に警察なきに非ず各藩にて目附役など稱しゐるは是れ即ち各藩限りの警察を掌りたる官吏あれども素より封建の世の中なれば藩々政治は區々なる隨つて警察法の異同亦千差萬別にして名狀すべからざるの次第ありしに維新政府凡百の政權を中央に聚めたると同時に大に警察の事を擴張して行政部中の一樞機と爲り東京には警視廳を設けて府縣と分立し各他の府縣に於ては皆其廳に從屬して人民に直接し以て保安の道を開くその方法の整頓して施行機關の圓滑なると日本の警察は西洋に對しても決て面目を爲らずと云へり特に警察官が正廉潔直にして孳々人民の便利を圖るの一點は殆んど日本警察の特色にして西洋のポリスと云へば其品格も卑く道德も低く、時として此警察を受けて人を賤蔑する等の醜聞も珍らしからぬとも日本の警察官は嚴然たる昔時武人の遺風を存して德義の高尚なるは西洋と同日にして論ずべからず是亦我日本國美風の一なれば我輩は永く其失はざらんことを祈るものなり此の如く日本警察法の完成して爾かも警官の嚴重なるは甚だ我輩の悦ぶ所なれ共事の序に今一つの希望を言はんとするは元來警察の法は法律行政の中間に立て成法を護り治安を保つに在るものなれ共暫らく之を司法行政の兩警察に分ちて偖日本國の警察法は此の中孰れが最も進歩したるやと問はゞ司法警察なりと答へざる可からず通常の犯罪者を追蹤捕縛するなどの事の迅速容易なるは申すまでもなく高等警察と唱へて結社集會或は人民の嘯集に渉るものを豫防するの注意實に完全と云ふの外なきは外國人も亦許す所なり時として國事探偵と稱して國政を議する論客の其行跡を内檢する如きも即ち高等警察の一部分にして充分手の届きたるは我輩治安の爲めに其大切なると感ぜざる可からず然るに其司法警察と行政警察と相對して其の施行上の難易を考ふるに司法に屬する事は唯法の文面に則つて公明に之を處理するまでなれば譬へば盜賊賭博犯を逮捕するにも其綱目を數て逮捕の職務を盡する時は犯罪者隨つてこれに罹るが故に寧ろその働きも器械的に屬するものと謂はざるべからず總て司法警察の事は法に因り理に由て立つことなれ共之に反して行政警察は時に從ひ情に應じて施行の權を操るを以て警察の手加減甚だ困難ならざるを得ず即ち一は法に出で一は人に出るが故に人に出るの警察は法に出るの警察に比して自から誤用なきを期せざるあり又其範圍の廣狹に就て之を言ふも司法に屬するものは其法を犯さざるの人に關係なくして中人以上の社會は司法警察の干渉を煩はすの必用尠なけれ共其行政に屬する部分は甚だ廣くして社會公共の事殆んど其支配を免れざるが故に國民の直接に利害を感ずるは主として行政警察に在ること亦明白ならん

前記の所說果して是ならば我輩が爰に行政警察の施行上に聊か所望ありと申すは目下府下に起りつゝある公共衞生及び火葬取締の疑問是れなり公共衞生の事に關しては本年の警察令第六號を以て厠圊、井溜、下水取締規則なるものを發布せられ府下十五區四宿の地に於て此三者を新設し若くは改造するに當りては其著手前、落成後共に所轄警察署に伺屆を要する事と爲り其構造には石材、煉化石又はペンキ、コールタールを塗りたる厚板を用ひ下水の暗渠は石材煉化石ならざればセメント敲にして内外に釉藥を施したる陶管を以て造作せしむるの法にして既に本年六月一日より實行して公共衞生の爲めには甚だ大切の箇條なれ共兎角に下樣の小民は無知にして道理勘辨あるものにあらず漫然警察令の施行に苦狀を申唱へて民間の物議隱然たるは昨今我輩の耳にする所なり去迚此物議をも排除して法令の通りに行はんか厠圊井溜下水の構造質に完全に適して惡疫蔓延の憂を絶つは容易なる可しと雖ども貧窮なる細民の懷ろより考ふれば自から其情の恕すべきものならんなれば本令を行ふにも法の儘一文字に切通さずして其間に緩急の手加減あらん事卿り下樣の物議を鎭むるに於ても大切なるべし又次に火葬場取締のときは行政警察の一部分にして本年警察令の第五號に因るに火葬場の位置は人家及び人民輻輳の地を距る百二十間以上たるべく其構造は高さ六十尺以上の烟筒を附して燒烟の裝置をなさば夫れにて火葬場の設置を出願し得ると法の文面正に此の如くなれば警視官に於ても其文面を打消して許可を禁ずる能はざるは當然ならんか例へば近時日暮里に火葬場を設けんとして發起人は其位置構造を取調べ式の如く官へ出願に及びたるに日暮里村の人民始め先上野根岸邊の人々は之を聞傳へて苦狀を申立て當時爭ひの際中なる由其決着の如何んは我輩之れを豫言する能はずと雖ども該出願者の口實によれば人家を距る正しく一百二十間、構造法の如く、近傍人民の迷惑にならずとて我れは即ち吾營業の自由を求むるものなれば許可なきの理なしと主張するとならん雙方の爭ふ所各一說にして法の文面より解釋したらば出願者の言ふ所正當にして警視廳許可云々の說固より不可なしと雖ども前節に云ふ如く行政警察は事に自ら情の境界に於て斟酌の餘地を存すること要用なれば時としては文面を離れて臨機手心の處分こそ却て物情に叶ふことあらん尤も前記の事實は昨今府下に起りたる疑問なれ共此を外にして總體行政警察の施行は必ずしも法の儘一文字に切通さざるの用心其民情に接するの點に於て極めて大切なるを信ずるなり

官報

〇勅令

朕氣象臺測候所條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年八月三日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文
內務大臣伯爵山縣有朋

勅令第四十一號

氣象臺測候所條例

第一條　東京ニ中央氣象臺ヲ置キ地方便宜ノ場所ニ地方測候所ヲ置ク其位置ハ內務大臣之ヲ指定ス〇第二條　前條ノ外測候所ヲ設置セントスル者アル片ハ內務大臣ノ許可ヲ受ク可シ〇第三條　中央氣象臺ハ內務大臣之ヲ直轄シ地方測候所ハ地方長官之ヲ管理シ內務大臣之ヲ監督ス其他ノ測候所ハ地方長官之ヲ監督ス〇第四條　地方測候所ノ費用ハ該測候所所在地ノ地方稅ヲ以テ支辨ス可シ〇第五條　中央氣象臺及各測候所ハ事業上互ニ氣脈ヲ通シ通信ヲ爲ス可シ〇第六條　本條例施行ニ關スル細則ハ內務大臣之ヲ定ム

(本年八月八日官報)

雜報

〇メイジョルヒンズ氏の貶黜　獨逸軍人なる同氏は近頃或る人より果し合ひを挑まれたれども之に應ぜざりしが爲め名譽裁判所はヒンズ氏は卑怯にしてマイメイジョルたるの稱號を有し軍服を衣る丈けの價なき者と判決し之れを貶黜したるに獨逸皇帝は之れを批准したりと云ふ

〇メンザレー號荷物引揚の困難　曩に支那海に沈沒したるメンザレー號は十五間以上の海底にあるとなれば荷物の引揚に甚だ困難と感ず三十八日間に潛水者の仕事を爲し得たるは僅か四日に過ぎず夫れも潮汐の加減にて一日の就業時間は只た二時間位に過ぎず且つ潛水器は通氣管導引索其他の繩索と沈沒船の綱具等と纏結混亂して危險に堪へず殊に洋中浪荒く動もすれば潛水器船が十五尺より二十尺の高低を爲して掀簸せられ進退も自由ならざれば容易に奏功の望みあるまじといふ

〇丹後の鐵道　今度丹後國舞鶴港に第四鎭守府を置くべければ他の鎭守府鎭臺等へ聯絡を通せんとて其筋に於ても京都より舞鶴まで鐵道を敷設せんとの評議あるよしなるが京都より宮津までの線路は既に關西鐵道會社にて敷設すべき探定なれども舞鶴への支線は餘り利益のあるべき樣にも思はれねば目下同社員が出張して實地測量中なれども愈々敷設の程は其筋よりの保護利子の割合次第にて決定すべしとなり

〇京伏馬車鐵道會社　大坂府下有志の諸氏が發起して京都伏見間通行の旅人幷に貨物の運搬を始めんとて今度伏見市中に京伏馬車鐵道會社なるものを設立して京都伏見間の竹田街道の片側へ六尺幅に二條の鐵軌を敷き往復兩用に供し途中三箇所の待合停車軌條を設け鴨川及び東高瀨川には別に馬車鐵道用の橋を架し道筋は伏見南濱より東九條村を經て京都東洞院を七條停車場の南鐵道踏切までと定め不日工事に着手せんとて去四日沿道各戶長役場を經て京都府廳へ出願したりといふ

〇神戶港船舶統計　去る七月中神戶港へ出入したる船舶の統計は西洋形船舶出入總計八百六十七艘內入船四百四十二艘、出船四百二十五艘、船客總人員一萬六千六百六十四人內上陸人男七千零三十一人、女千四百二十五人、乘船人男六千六百六十六人、女千五百四十二人貨物總高三萬四千七百二十三個(但し西國地方へ廻送の分)內揚荷二萬二千五十八個、積荷一萬二千六百六十五個、又兵庫港へ出入したる船舶の數は西洋形二百六